

熱 監 第 31 号

令和 2 年 1 月 7 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 杉 山 利 勝

令和元年度 定期監査（学校・幼稚園）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査の対象校 市内伊豆山、泉地区
 - (1) 中学校：1校 泉中学校
 - (2) 小学校：2校 伊豆山小学校、泉小学校
 - (3) 幼稚園：2園 伊豆山幼稚園、泉幼稚園

- 2 監査の期間 令和元年10月21日（月）～令和2年1月7日（火）

- 3 監査の対象 令和元年度における学校（園）の財務に関する事務の執行及び施設の維持管理状況

- 4 監査の着眼点 監査にあたっては、次の項目を主眼点とした。
 - (1) 会計処理に関する事項
 - (2) 庶務・サービス・物品管理に関する事項
 - (3) 施設の維持管理・安全に関する事項
 - (4) 勤怠管理に関する事項

- 5 監査の方法

各学校（園）において、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、学校（園）長、事務担当者及び教育委員会所管課職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出により検査と照査するなどの方法により監査を実施した。

また、必要に応じて施設を視察し、管理状況等について監査を実施した。

6 監査の結果

事務の執行状況及び施設の維持管理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に口頭で是正を求めたところであるが、これらの事項については、速やかに対処されたい。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見、要望を申し添える。

7 意見、要望

(1) 私費会計の取扱いについて

学校徴収金の取扱いについて、小・中学校については「熱海市立小・中学校 学校徴収金取扱基準」が、幼稚園については「熱海市立幼稚園 徴収金取扱基準」が作成されているところではあるが、取扱基準に規定されている会計監査を実施していない事例が見受けられた。

会計監査は、学校徴収金の取扱いの適正性を担保する点で極めて重大な役割を担うものであり、事務の繁忙等を理由におろそかにすることは許されない。

取扱基準に則った会計監査の実施により、学校徴収金の取扱いの適正性の確保に努められたい。

(2) 物品管理及び薬品管理について

備品管理については、備品台帳及び現品を検査した結果、おおむね適正に管理しているものと認めた。

理科室、理科準備室の施錠や鍵の管理、毒物・劇物を含む薬品の保存状況は良好であ

り、薬品管理台帳についても良好に管理しているものと認めた。

特に、泉小・中学校が共同で使用している理科準備室の薬品管理については、前回の監査で指摘された点について大幅な改善がなされ、「校内薬品管理規定」（熱海市教育委員会平成 24 年 4 月 1 日付け）で規定されている以上の水準で管理がなされていることを高く評価するものである。こうした事例については、各学校間で情報共有し、今後の薬品管理及び事故防止に役立てられたい。

（3）郵券（切手、はがき）の管理について

担当者が現物と受払簿の現在高の突合を確実に行うとともに、適時に人を代えて二重のチェックを行っており、適正に管理しているものと認めた。

（4）出勤簿・休暇簿等について

出勤簿については適正に処理がなされていたものの、休暇簿については、決裁がなされていないものも見受けられた。事務処理にあたっては、遺漏なきよう適正に処理されたい。